

【大綱1】若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備について

④ 今、子ども一人を育てるのに高校卒業までにかかるお金は平均 2367 万円です。そのうち最も多く比重を占めているのは世界一高い日本の学費です。重い教育費負担の軽減は、圧倒的多数の強い・強い願いです。日本は、世界一学費が高いのに、給付制奨学金制度が確立していない教育後進国です。貸与制の奨学金返済中の本人に対する【労働者福祉中央協議会】の調査では、「奨学金返済」が、何に影響しているか？について、「出産・子育て」が3割、「結婚」が4割弱、「医療機関の受診」が3割強、「日常的な食事」が4割強との回答があり、奨学金返済が結婚や子育てなどの生活設計の重荷となっている事が改めて明らかとなりました。重い奨学金の返済を苦にした未来ある若者の自死事件も増えており、教育費負担の軽減は出生率全国ワースト 2 位の我が県にとっても、待ったなしの課題です。知事の認識を伺います。(質問せず)

② 今議会知事が、来年度、県内のものづくり企業への就職を条件として、全国 47 都道府県のうち 36 番目となりますが、県が学生の奨学金を返済する「奨学金返還支援制度」を導入する方針を明らかにしました。私共会派は、県独自の給付制奨学金制度創設を繰り返し求めて参りましたので、そこに通じる一步目が踏み出された事を歓迎致します。ぜひ、他県と比較して、若者の皆さんが大いに希望が持てる制度設計と、抜本的な予算配分を求めます。今日はさらに検討して頂きたい奨学金制度についてお尋ねします。

平成 15 年度採用者をもって廃止されてしまった、教育又は研究の職に就いた時の免除制度である「返還特別免除の(奨学金)制度」について、これを県独自に復活させる事ができれば「教員未配置解消は喫緊の課題」と捉えている宮城県にとって、抜本的な教員不足解消に通じると考えます。県教委と知事部局、総力挙げての積極的な検討を求めます。いかがですか？

●もしくは、県が進めようとしている「奨学金返還支援制度」の対象に教育又は研究の職を加えて頂ければ、今、県教委が行っている未配置解消施策のうち、例えばペーパーティーチャー対象の説明会の際などにも、大きな重みのある価値、インセンティブが発揮される事は間違いないと考えますが、教育長、端的にどうですか？

●財政的裏付けを決定する知事の決意も伺います。

●引き続き求めて参ります。

③ 国は平成 29～令和 3 年の 5 力年、義務教育（小中学校）において、私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などの実態把握事業を行ないました。年間 10 万円の授業料補助を行い、一定年収以下の世帯に属する児童生徒を募集しました。実態調査の結果、令和 4 年度からは過去 5 年間の事業の対象世帯だった、もともと低所得の約 50 世帯は一切の補助が打ち切られた一方、わずか 4 世帯の家計急変世帯だけが年間 33 万 6 千円を上限とする授業料補助を受ける事となりました。知事、このもともと低所得の約 50 世帯に対しても、家計急変世帯同様、県独自に年間 33 万 6 千円を上限とする補助制度を創設して頂けませんか？お答え下さい。

④ 私の友人は、その打ち切られた約 50 世帯の中に入るひとり親です。もともと低所得ですが、自らは食費などの生活費を削り、それでも子ども本人が希望する教育条件を「何としても整備したい」と、私立の小中学校に通わせています。私はこの保護者のお気持ち、痛い程共感します。知事はいかがですか？

⑤ 茨城県や東京都大田区などでは、私立学校の生徒等が経済的理由によって教育機会を失うことがないように、県内・区内の各私立学校が行う軽減事業に対して補助を行い、保護者の教育費負担の軽減を図ることにより、誰もが安心して学校に通える環境を整備しています。「社会全体で支える子ども・子育て」を謳っている宮城県です。33万6千円×約50世帯で、1700 万円程度の積算です。ぜひ県独自の制度創設と予算配分を求めます。いかがですか。

●重要性を表明しておきながら、結局は国任せ。わずか 1700 万円程度の教育のための予算を出し渋るといふ村井県政の冷たさが残念でなりません。教育費は未来への投資です。県政転換を引き続き求めて参ります。

⑥ 一問飛ばします。

【大綱2】障害の有無に関わらず安心して暮らせる社会の実現について

① 令和 6 年度政策財政の基本方針 4 ページの④には「障害者自らが望む地域・場所で暮らすための環境整備・人材育成を図り、併せて、障害者を支える家族への支援に取り組む」と謳われています。ところが、移転施策を決めるに当たって必要な当事者の会や家族会から正式な意見聴取を行った形跡が見受けられないまま知事が実施しようとしている県立精神医療センターの富谷市への移転を見れば、県自身が掲げている基本方針に大きく逆行していると思いますが、知事、いかがですか？

●「障害者自らが望む地域・場所で暮らす」ためにも、県精神医療センターは「名取市内で建て替えてほしい」と当時者や関係者の皆さんがおっしゃっているのですよ。知事の言動は、県の基本方針にも明確に逆行していますよ。どうなんですか？知事？

●「全体の利益のため」などといって、今の患者さんから医療を奪う事は許されません。「50年後のため」と言いますが、50年後は突然やってきません。今の積み重ねが未来なのです。今現在の当事者・関係者をないがしろにする県政が、未来の患者さんを守るはずが無いではありませんか。

●県立精神医療センターの富谷市への移転は、60年以上にあたり精神医療センターを中心に築き上げてきた地域との信頼関係やネットワークが失われてしまうという、まさに、障害者の方々の命と人権を脅かす大問題です。

②このまま富谷への移転強行に固執する事は、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」と謳った国連の障害者権利条約を逸脱していることになりませんが、知事の認識はいかがですか？

●すでに知事の諸々の言動は障害者権利条約違反ですし、為政者による精神障害当事者に対する差別に当たると私は考えます。知事が今のままの言動を貫くならば、いずれ国連から名指しで勧告を受ける事態となってしまう事を指摘しておきます。

③ 県精神医療センターの富谷市移転を撤回し、名取市内での建て替えを行う事、屋根の防水シートの張替えなど大規模修繕を一刻も早く実施する事を求めます。いかがですか？

●これまで必要な修繕を怠ってきておいて、老朽化を理由に移転を強行しようとするなんて、筋違いも甚だしいのです。老朽化を理由に持ち出すならば、本来一刻も早く大規模修繕に抜本的な予算配分をすべきなのです。いかがですか？

●宮城県が誇るべき精神障害者地域包括ケアは、県立精神医療センターを移転してしまえば消えて無くなり、その被害は県南部の当事者や支援団体に及ぶばかりでなく、全県の精神医療保健福祉の質の低下を招きます。名取市内での早期建替えを改めて求め質疑を終わります。